

公募型協働推進事業実施要領

1 事業の目的

「市民協働のまちづくり」を推進するため、特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、町内会等（以下「NPO」という。）との協働促進に向けた先導事例として本事業を実施し、協働事業の成果に加えて、全庁的に協働事業が浸透することを目的とする。

2 事業の概要

NPOが企画した事業を募集し、その中から公募型協働推進事業として選定された事業に対して、補助金を交付する。

3 公募テーマ

公益的な事業であれば、テーマは問わない。

4 事業の要件

- (1) 市民ニーズが反映されている事業であること。
- (2) 市が実施していない先駆的かつ公益的な事業で、NPOと市が協働することで、より高い成果が期待できること。
- (3) 本事業以外から助成を受けていない事業であること。
- (4) 平成21年3月10日までに完了する事業であること。
- (5) 市との効率的な役割分担についても考慮した事業であること。

5 応募資格

- (1) 盛岡市内に主たる事務所を有し提案した事業を確実に遂行できるNPO（法人格の有無は問わない。）であること。
- (2) 市と協議のうえ、本事業の協働プロセス・効果・課題等について検証し、結果を公表することについて同意できる者。

6 補助額

補助金は、1件50万円を限度とし、事業費の2/3以内（全体予算額100万円）とする。

7 事業費

事業費の積算については、次のとおり行うこと。

- (1) 提案された事業を行うために直接必要な経費とする。（団体の運営経費

は対象外とします。)

- (2) 人件費は実際に支払われる金額で積算することとする。ボランティアで参加する人の賃金を事業費に算入してもかまわないが、算入する額はその団体に使用されている臨時職員の単価を使用することとする。
- (3) 備品等財産の取得にかかる経費は原則として対象外とする。

8 応募方法

(1) 応募期限

平成20年6月2日 月曜日 (必着)

(2) 応募方法

以下の書類を持参又は簡易書留で郵送すること。

- ア 公募型協働推進事業協議書 (様式第1号)
- イ 団体の概要 (様式第3号)
- ウ 事業の概要 (様式第4号)
- エ 収支予算書(当該事業分) (様式第5号)
- オ 協働事業の導入に向けたチェックシート(様式第6号)
- カ 定款, 会則, 又はこれに代わるもの(任意様式)
- キ 前年度の事業報告書, 又はこれに代わるもの(任意様式)
- ク 前年度の収支決算書, 又はこれに代わるもの(任意様式)
- ケ その他参考資料(団体のパンフレット等)

(3) その他

- ア 提案内容, 事業費は盛岡市との協議により変更となる場合がある。
- イ 企画提案に要する費用は応募者の負担とする。
- ウ 応募書類は返却しない。

(4) 提出先

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
盛岡市市民部市民活動推進課協働推進係
TEL 019-651-4111 内線2117

9 協議方法

本事業に応募したNPOは, 別に指定する日までに市の担当課と協働の適否について協議をするものとする。

NPOから協議を受けた市の担当課は, 協働事業の導入に向けたチェックシート(様式第6号)により, 市民部市民活動推進課に協議結果を報告するものとする。

10 補助申請

NPOは、9により市の担当課との協議が調った場合には、以下の書類を添えて補助申請を行うものとする。

- ア 公募型協働推進事業補助申請書（様式第2号）
- イ 事業の概要（様式第4号）
- ウ 収支予算書（当該事業分）（様式第5号）

11 選考方法

NPO等関係者と市職員による公募型協働推進事業選考委員会において、申請者と協働事業者（市担当者）の協働によるプレゼンテーションを実施し、上位事業から予算の範囲内で決定する。

12 審査方法

選考に当たっては次のような視点を持って評価する。

- (1) 団体の業務遂行能力があるか
- (2) 市民のニーズに合っているか
- (3) 協働で行うメリットがあるか
- (4) 実現性があるか
- (5) 税金を使って行う事業か
- (6) 予算の見積が適正か
- (7) 将来的な効果が見込める事業か

13 再公募

審査の結果、該当する事業がないときには再公募する。再公募の方法は別途定める。

14 契約について

審査の結果、公募型協働推進事業として選定された事業を申請した者と協議のうえ補助金交付契約を締結する。

15 支払い

前払い及び中間払いについては、補助事業者と協議の上決定する。

16 その他

補助事業として採択された事業者は、その事業の成果を、市が主催する事例発表会等で公表しなければならない。

その他、補助金の交付に関し必要な事項は補助金交付契約書に定める。